

「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン(案)」 に対して寄せられた意見及び総務省の考え方

■ 意見募集期間： 令和7年4月18日(金)から令和7年5月19日(月)まで

■ 意見提出数： 6件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：

(意見受付順)

1	個人A
2	個人B
3	個人C
4	個人D
5	個人E
6	個人F

提出 番号	御意見	御意見に対する考え方	提出意見を 踏まえた案の 修正の有無
1	<p>公設光ファイバケーブルおよび関連設備の民間移行にあたり、以下の技術的観点を重視すべきと考えます。</p> <p>共通基盤の標準化 物理層（光ファイバ）、アクセス網、バックボーン網（IX、幹線）の仕様について、NTT 東西のフレッツ網を基盤とした標準仕様を設け、他事業者が相互接続可能なオープンアクセスモデルを制度化してください。</p> <p>接続・相互運用性の確保 事業者間での物理・論理インターフェース（例：GE-PON、NG-PON2、IP/MPLS）の仕様統一を促進し、民間移行後のサービス分断を防いでください。</p> <p>QoS および SLAs の明確化 移行後の品質保証（QoS）やサービスレベル合意（SLA）を制度上明確化し、特にバックホール混雑やエリア格差による遅延・輻輳が生じないよう監督してください。</p> <p>非採算地域の効率的整備 中山間地域・離島などのラストワンマイル整備において、光ファイバ集約（例：共同ダクト化、既設管路の再利用）によるコスト低減策を積極的に導入してください。</p> <p>運用・保守の共通化 設備監視（NMS）、故障対応、計画保守などの運用 BSS/OSS 基盤を共通化し、技術者不足・長期運用リスクに対応できるようにしてください。</p> <p>【おわりに】 通信インフラは公共財的性質を持つ基盤であり、民間移行後も高い可用性、相互接続性、技術革新性を担保できる制度整備をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>今般のガイドライン改定は、令和6年10月に公表した「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」から明らかとなった民間移行における課題と解決策を踏まえ、既に整備された公設光ファイバ等の円滑な民間移行を促進する観点で実施したものです。</p> <p>そのため、移行前の公設光ファイバ等に係る仕様や移行後の光ファイバ等の運用等に関する御意見は本意見募集の対象範囲外となります。</p> <p>なお、民間移行後の状況については、総務省としても注視してまいります。</p>	無
2	<p><意見の上位概念となる前提意見></p> <p>（1）光ファイバー通信網は国家の重要なインフラです。</p> <p>（2）国防、スパイ防止の観点から、国家の重要なインフラ設備は外国人の参入を禁止とすべきです。</p> <p><意見></p>	<p>今般のガイドライン改定は、令和6年10月に公表した「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」から明らかとなった民間移行における課題と解決策を踏まえ、既に整備された公設光ファイバ等の円滑な民間移行を促進する観点で実施したものです。</p>	無

	<p>(1) 移行先の民間事業者は日本企業かつ役員が日本人であることを必須条件として明記していただきたい。</p> <p>また、日本人であってもスパイ防止の観点から、帰化1世は不可とすべきです。</p> <p>例えば、もし中国人スパイが役員となっている業者が日本の光ファイバーインフラを管理していれば、中国との有事があった場合に光ファイバーインフラ網を容易に破壊することが可能となります。外国人の参入を禁止することで、インフラ網の破壊という国防リスクを減らすことが可能となります。</p> <p>国防の観点を最優先で検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>そのため、移行後の電気通信事業者の役員の条件に関する御意見は本意見募集の対象範囲外となります。</p> <p>なお、外国人役員規制について、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第10条第2項において、日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社については、「会社及び地域会社は、日本の国籍を有しない人がそれぞれその取締役又は監査役の三分の一以上を占めることとなつてはならない。」とされていますが、その他の電気通信事業者については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において外国人役員規制は規定されていません。</p> <p>また、帰化1世であることをもって、役員となることの欠格事由は規定されていません。</p>	
3	<p>拝啓、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、近年、情報通信インフラにおける重要な課題の一つとして、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行」が挙げられます。本ガイドラインの改定に関し、私たちは以下の問題点に対する早急かつ大胆な改革を強く要望します。情報通信技術（ICT）の進展とともに、光ファイバネットワークは国家経済、産業競争力、国民生活の基盤となるものであり、その民間移行の適正な推進は不可欠です。</p> <p>以下、現行ガイドラインにおける課題を指摘し、早急な改革を求める要望を述べます。</p> <p>1. 公設光ファイバインフラの整備状況と民間移行の遅延</p> <p>現在、我が国における公設光ファイバケーブル及びその関連設備の整備は、地域間格差を生み出す要因となっており、特に地方や過疎地では依然として不十分な状態が続いています。公的資金による整備が進められた一方で、その後の民間事業者による運営移行が遅れ、設備の最適化やサービスの質向上が進まないままとなっています。現行の「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」は、この移行に関する明確かつ実効的な指針を欠き、民間事業者の参入意欲を削ぐ要因となっています。</p> <p>要望</p> <p>現行ガイドラインの見直しにあたっては、地方自治体と民間企業の協力体制を強化し、民間事業者が積極的に参入できるよう、具体的な移行スケジュールと支援策を明確化すべ</p>	<p>(1について)</p> <p>本ガイドラインの「2. 協議の進め方」においては、一般的に実施される協議の工程を示しているほか、「3. 民間移行に係る支援措置」において支援策として高度無線環境整備推進事業などについて記載しています。</p> <p>どの工程に何か月を要するかなど具体的な移行スケジュールについては、地方公共団体が保有する光ファイバ等の状態や移行先となる電気通信事業者との関係等により様々であり、一意に明確化することは困難と考えます。</p> <p>(2～4について)</p> <p>今般のガイドライン改定は、令和6年10月に公表した「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」から明らかとなった民間移行における課題と解決策を踏まえ、既に整備された公設光フ</p>	無

<p>きです。特に、民間事業者に対して税制上の優遇措置や融資支援を提供することにより、設備の維持管理を民間に任せる体制を早急に整備すべきです。</p> <p>2. 公設インフラの民間移行に伴うサービス品質と価格競争の維持 公設インフラの民間移行に際して、サービス品質の維持と価格競争の促進は重要な課題です。特に、移行後の民間事業者が独占的な市場支配を行い、料金の引き上げやサービスの質低下を引き起こすリスクが懸念されます。この問題を解決するためには、移行後の監視体制と規制が不可欠であり、その明確な枠組みが現行ガイドラインにおいて不十分であると言えます。</p> <p>要望 ガイドライン改定にあたり、民間移行後における市場監視機能を強化するために、定期的なサービス品質評価を義務化し、独占的な市場支配を防ぐための競争促進策を盛り込むべきです。また、消費者保護の観点から、適正価格の維持と不当な料金引き上げの防止に向けた規制の強化も求められます。さらに、地域ごとのサービスレベルを確保するために、地方におけるサービス供給の担保を求める規定を設けることが必要です。</p> <p>3. 技術革新と 5G ネットワークへの対応 光ファイバインフラは、5G 通信の基盤を支える重要な要素であり、その高度化と整備は今後の経済競争力に直結します。現行ガイドラインは、5G 通信や将来的な技術革新に対応するためのインフラの柔軟性を十分に考慮していないため、今後の技術的進展に対応できる体制構築が遅れる可能性があります。</p> <p>要望 ガイドラインの改定にあたっては、5G をはじめとする新技術への対応を視野に入れ、光ファイバインフラの将来的な拡張性と互換性を担保するための規定を盛り込むことが必要です。また、民間事業者に対して、新技術を取り入れるための設備投資や技術開発への支援を強化することが重要です。このために、政府による研究開発支援や税制優遇措置を導入し、民間企業の技術革新を促進する必要があります。</p> <p>4. 情報セキュリティとインフラの強靱化 近年、サイバー攻撃や情報漏洩のリスクが増大する中、光ファイバインフラにおける情報セキュリティの強化が急務となっています。特に、民間事業者による運営移行後において、セキュリティ対策が後手に回ることが懸念されます。現行ガイドラインでは、インフラのセキュリティ強化に対する具体的な方針が不足していると言わざるを得ません。</p> <p>要望</p>	<p>ファイバ等の円滑な民間移行を促進する観点で実施したものです。</p> <p>そのため、移行後の光ファイバ等の運用等に関する事項は本意見募集の対象範囲外となります。</p> <p>なお、民間移行後の状況については、総務省としても注視してまいります。</p>	
---	--	--

	<p>ガイドライン改定においては、光ファイバインフラの運営に関わる全ての事業者に対して、情報セキュリティに関する厳格な基準を設け、定期的な監査を義務付けるべきです。また、民間移行後もインフラの強靱化に向けた投資を継続的に行えるよう、セキュリティ対策に必要な資金の確保を支援する施策を導入すべきです。</p> <p>結論</p> <p>以上の通り、公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインの改定は、我が国の情報通信インフラの将来を左右する重要な課題であると認識しております。これらの課題を迅速に解決するためには、現行ガイドラインを抜本的に改定し、民間企業が円滑にインフラを運営できる環境を整備することが求められます。今後の日本の競争力強化と国民生活の向上を実現するため、総理のリーダーシップにより、早急な改革を進めていただけますよう、心よりお願い申し上げます。</p> <p>何卒、よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>敬具</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>		
4	<p>公設光ファイバの民間移行においては、単なる設備の譲渡ではなく、地域住民が実効的に通信回線とプロバイダを自由に選択できる構造の整備が不可欠です。特定事業者による回線独占（例：J:COM等）を是正し、フレッツ網のような回線共有型モデルの導入、ならびに解約手数料の上限化・撤廃による選択の自由を保障する制度設計が望まれます。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>今般のガイドライン改定は、令和6年10月に公表した「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」から明らかとなった民間移行における課題と解決策を踏まえ、既に整備された公設光ファイバ等の円滑な民間移行を促進する観点で実施したものです。</p> <p>そのため、移行後の光ファイバ等の運用等に関する事項は本意見募集の対象範囲外となります。</p> <p>なお、民間移行後の状況については、総務省としても注視してまいります。</p>	無
5	<p>1. 背景と現状認識</p> <p>我が国における地域情報通信基盤整備計画の一環として、地方自治体が主体となり敷設・運用してきた**公設民営型光ファイバ網（いわゆる公設光ファイバ）**は、過疎地・中山間地域を含むブロードバンド未整備地域の情報格差解消に資する重要な社会資本として機能してきた。</p> <p>しかし、公設設備の老朽化・維持管理コストの増大、及び民間通信事業者による全国的な光アクセス網の敷設完了に伴い、公設設備の冗長化・遊休化が顕在化しており、公設から民設への円滑な移行スキームの確立が喫緊の課題となっている。</p>	<p>（要望1について）</p> <p>本ガイドラインの「2. 協議の進め方」においては、一般的に実施される協議の工程を示しており、プロセスチャートの役割を果たしているものと考えます。</p> <p>統一的な標準契約フォーマットの作成については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無

<p>2. 現行ガイドラインにおける主な課題</p> <p>(1) 制度設計の曖昧性 移行プロセスの標準化不備：地方自治体によって運用・契約形態が異なるため、ガイドラインの汎用性に欠け、円滑なスキーム適用が困難。 「無償譲渡」・「第三者売却」等の法的整合性の不透明性：地方自治法・財産規則との整合が必ずしも整理されておらず、担当者レベルでの萎縮的対応を助長。</p> <p>(2) インセンティブ設計の脆弱性 民間事業者側の経済合理性欠如：地方部では需要密度が低く、当該インフラの引受メリットが限定的。 移行費用負担の不明瞭性：撤去・譲渡・移設にかかる費用負担主体の明記がなされておらず、関係主体間の調整が長期化。</p> <p>(3) ガバナンスの脆弱性 モニタリング・評価フレームワークの欠如：移行後の通信品質・カバレッジの担保が制度的に担保されておらず、「情報インフラの空白地帯」が再発するリスクを内包。</p> <p>3. 大胆な早期改革に向けた要望（政策提言）</p> <p>【要望1】標準移行モデルの全国展開と法制度整備 統一的な標準契約フォーマットおよびプロセスチャートの策定・周知徹底を早急に行い、総務省による技術的助言・支援体制の強化を求める。また、地方自治法施行令等との整合を図ったガイドラインの改訂を要望。</p> <p>例：公有財産の処分に関する特例措置（地方財政法第10条の準用範囲の明確化）を制度化</p> <p>【要望2】地域限定型PPPスキームの推進と財政措置の拡充 地域密着型の官民連携（Public-Private Partnership）モデルを構築し、国による初期費用補助・譲渡支援金制度の創設を要望。デジタル田園都市国家構想交付金との制度的連携を通じて、地方公共団体の裁量拡大を促す。</p> <p>【要望3】品質確保・利用継続のための技術基準制定と監視体制強化 移行後の情報通信サービスの品質維持に資する技術的最低基準の設定を早急に行うとともに、「移行後フォローアップ調査」制度の創設を求める。利用者保護・通信のユニバーサルサービス観点からの恒常的な評価・監査体制構築を要望。</p> <p>4. 総括 いま求められているのは、既存制度の延命ではなく、制度の再設計と将来像を見据えた抜本的改革である。民間移行は単なる財産譲渡にとどまらず、地域社会における持続可能な情報インフラの再構築の第一歩である。よって、総務省をはじめとする関係省庁には、制度横</p>	<p>また、御意見において例として挙げられている地方財政法第10条に関しては、民間移行に直接関係するものではないと考えます。</p> <p>なお、本ガイドラインの改定内容については、地方自治法（昭和22年法律第67号）を所管する部局の確認も経ています。</p> <p>（要望2、3について） 今般のガイドライン改定は、令和6年10月に公表した「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」から明らかとなった民間移行における課題と解決策を踏まえ、既に整備された公設光ファイバ等の円滑な民間移行を促進する観点で実施したものです。</p> <p>そのため、移行後の光ファイバ等の運用等に関する事項は本意見募集の対象範囲外となりますが、民間移行後の状況については、総務省としても注視してまいります。</p> <p>なお、国による民間移行に係る財政支援については、本ガイドラインの「3. 民間移行に係る支援措置」において高度無線環境整備推進事業などについて記載していますが、総務省としては、今後も不断の検討を進めてまいります。</p>	
--	---	--

	<p>断的・機動的対応の強化と、地方公共団体に対する技術的・財政的支援の拡充を強く求めるものである。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>		
6	<p>1. 要旨</p> <p>地方自治体が整備した公設光ファイバ網（以下「公設網」）及びこれに付随する関連通信設備について、平成24年以降に総務省が示した「公設光ファイバの民間移行に係るガイドライン」（以下「本ガイドライン」）は、自治体財政の効率化、民間活力の活用、地域情報通信基盤の高度化を目的として策定されたものである。</p> <p>しかし、制度運用から10年以上が経過する中で、民間移行に係る手続的硬直性・経済合理性の不足・競争政策との整合性の欠如等が顕在化しており、ガイドライン自体が地域デジタル化や光ファイバユニバーサル化を阻害する制度的ボトルネックとなっている。よって、以下に具体的な課題を整理した上で、ガイドラインの全面的な再構築と制度運用の見直しを強く要望するものである。</p> <p>2. 制度上の構造的課題</p> <p>(1) 公設網の資産評価・移管価格算定手法の硬直性と不透明性</p> <p>現行ガイドラインでは、移管時の価格評価が簿価基準や原価償却残高ベースに限定されており、地域特性・市場価値・将来収益性等の反映が困難。結果として、自治体による適切な価格交渉が阻害され、民間参入が抑制されている。</p> <p>(2) 民間移管プロセスの過度な事前審査主義と手続負担</p> <p>移管にあたり、第三者機関による詳細な検証書、需要予測、地域経済への影響評価などの提出が求められており、中小自治体・中小通信事業者にとって極めて高い事務負担・コスト負担となっている。</p> <p>(3) 移管後の公設設備に対する公共的利用要請との制度的摩擦</p> <p>公設から民設への移行後も、国・自治体が「災害時利用」「緊急時開放」「他事業者へのアクセス供与」等の公共的利用を求める事例があるが、これに関する制度的整理がなく、移管後のガバナンスが不明確で民間側の投資意欲を阻害している。</p> <p>(4) 光ファイバ網の競争政策（電気通信事業法）との整合性欠如</p> <p>公設網を移管する場合の入札・公募の方法がバラバラで、公正競争確保の観点（non-discrimination, fair access）から問題あり。ガイドラインが電気通信事業法及び公正取引委員会ガイドラインとの整合的運用となっていない。</p> <p>(5) 地域DXや「デジタル田園都市構想」における戦略的活用視点の欠如</p> <p>本ガイドラインには、地域DX、デジタルインフラ整備計画、スマート自治体構想との連携規定が存在せず、単なる資産処分の手続に矮小化されており、将来を見据えたネットワークガバナンスが欠如している。</p> <p>3. 要望事項（抜本的制度改正提案）</p>	<p>御意見において本ガイドラインは平成24年以降に総務省から示されたと記載されていますが、本ガイドラインは令和2年に策定されたものであり、御意見いただいた対象の文書は本ガイドラインの改定案ではないと考えられるため、意見募集の対象範囲外となります。</p>	無

	<p>(1) 資産評価手法の多元化 (DCF 法・競争入札等の導入) 簿価・原価法から脱却し、将来キャッシュフロー (DCF) 法や競争的入札を活用した市場価値評価方式の導入を可能とする制度改定を求める。また、評価モデルの透明化とガイドラインへの事例集掲載を提案。</p> <p>(2) 標準化された手続モデルの策定と簡素化 移管申請に係る書類・手順を統一フォーマット化し、「公設→民設移管プロセス標準マニュアル (仮称)」を策定。自治体規模別・地域属性別の簡素化措置を明記し、迅速・公平な移管促進を図ること。</p> <p>(3) 移管後の公共利用ポリシーの制度明記と契約的整理 災害時優先利用や相乗り利用に関しては、移管契約書における特約事項として制度的に整理し、公共性と民間所有権の両立を図る法的枠組みを構築。将来的なバックボーン再利用にも対応。</p> <p>(4) 移管に係る競争的プロセスの明文化と透明性の担保 電気通信事業法・競争政策と整合するよう、移管に際しては公募型プロセスを原則とし、その評価基準・審査結果を原則公開する制度を導入。評価基準に「地域貢献」「中立性確保」「再投資計画」等を明記。</p> <p>(5) 本ガイドラインを「地域デジタル・インフラ戦略ガイドライン」として改定 単なる資産処分ではなく、地域の光ファイバ網をコアとする自治体 DX・ユニバーサル通信網形成の戦略文書として位置づけ直すべき。総務省・デジタル庁・内閣府の連携体制の下で、戦略的運用指針を策定すること。</p> <p>4. 結語 本ガイドラインは、過去の行政的課題解決に資するものであったが、現下の情勢においては、地域デジタル社会の基幹インフラたる光ファイバ網の最適活用を阻害する時代遅れの制度となっております。</p> <p>今後の地域におけるスマート農業、遠隔医療、GIGA スクール第 2 フェーズ、災害レジリエンス構築等の基盤として、光ファイバ設備の最適配置と所有形態の柔軟性を確保することは国家的課題です。</p> <p>については、制度的硬直性の解消、評価の透明化、契約設計の合理化、デジタル国家構想との整合を速やかに行うべく、本要望に係る早期改正を強く求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 F】</p>		
--	--	--	--